

令和3年第1回森町議会4月会議会議録 (第1日目)

令和3年4月9日(金)

開議 午前10時00分

休会 午前10時53分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 令和3年度森町一般会計補正予算(第1号)
- 5 議案第 2号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第 3号 財産の取得について【新型コロナウイルス感染症対策機器】

○出席議員(15名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	5番 伊藤 昇 君
6番 加藤 進 君	8番 東 隆一 君
9番 河野 文彦 君	10番 宮本 秀逸 君
11番 檀上 美緒子 君	12番 木村 俊広 君
13番 久保 友子 君	14番 松田 兼宗 君
15番 斉藤 優香 君	

○欠席議員(1名)

7番 堀合 哲哉 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	宮 崎 弘 光 君

保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎	涉 君
農 林 課 長	寺 澤 英	樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤	司 君
水 産 課 長	岩 井 一	桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰	之 君
砂原支所長	落 合 浩	昭 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐 克	幸 君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	奥 山 太	崇 君
庶 務 係	喜 田 和	子 君
総 務 係	高 橋 一	也 君
財 政 係	西 川 慎	吾 君
情 報 管 理 係	水 口 祐	太 君
情 報 管 理 係	川 上 祐	季 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 令和3年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第 2号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第 3号 財産の取得について【新型コロナウイルス感染症対策機器】

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和3年第1回森町議会4月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、4月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にご覧がございませう。

議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力をお願いします。

また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、伊藤昇君、6番、加藤進君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 令和3年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,405万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ116億6,960万5,000円にしようとするものです。

第2条の地方債の補正は、第2表に記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金、項1国庫負担金の2,249万4,000円及び項2国庫補助金の4,676万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正財源として計上しようとするものです。

次に、款16道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費補助金の807万9,000円は、農地耕作条件改善事業補助金を計上し、農地耕作条件整備事業補償費に充当しようとするものです。

続いて、目5商工費補助金の1,000万円は、北海道プレミアムつき商品券発行支援事業補助金を計上し、プレミアム商品券発行事業の10%上乗せ分に充当しようとするものです。

次に、款19繰入金37万9,000円の減額は、今回の補正の財源調整によるふるさと応援基金繰入金の減額と、中小企業特別融資利子補給費補助金に係る財源を令和3年度当初予算では一般財源で計上しておりましたが、森町中小企業特別融資利子補給費基金造成に伴い繰入れしようとするものです。

次に、8ページの款22町債、項1町債、目4農林水産業債の610万円は農地耕作条件整備事業補償費に、目5商工債の100万円はプレミアム商品券発行事業の事務費にそれぞれ充当するため計上するものです。

次に、10ページからの歳出についてご説明いたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費の4,436万円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を次の項目で説明する科目に集約するため計上するものであります。

続いて、10ページ中段から12ページにかけての目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費の1億1,361万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を全てこの科目に集約するとともに、新たに必要となる費用について増額補正しております。節12委託料のワクチン接種委託料では、16歳以上の対象者全ての接種費用を見込んだほか、接種事務に係る会計年度任用職員3名分の人件費及び職員手当、システム委託料や集団接種時の送迎のための自動車借り上げ料、ポータブル発電機などの購入費用、個別接種医療機関に対する事務費助成金及び協力金などを計上しようとするものです。資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款6農林水産業費、項1農業費の1,440万円は、農地耕作条件整備事業における庭木などの補償物件及び対象数量の精査により計上しようとするものであります。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、項3農林水産業費の360万円の減額は、令和3年度当初予算で当該事業を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本事業を全て令和2年度の繰越明許費で補助することとなったため減額するものであります。

次に、14ページの款7商工費の1,100万円は、プレミアム商品券事業の上乗せに係るプレミアム分と事務費補助金を計上しております。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款8土木費の300万円は、森港内の暗渠側溝が汚泥により閉塞しているため建設機械借り上げ料を計上し、清掃しようとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、引き続き保健センター長から補足説明がございますので、よろしくお願いいたします。

○保健センター長（宮崎 渉君） それでは、私から新型コロナウイルスワクチン接種に係る配付資料について説明いたします。

まず、資料1の下段に記載しております事業概要についてですが、接種対象者は森町に在住している16歳以上の方であり、接種順位は医療従事者等、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、それ以外の方の順が基本となります。

3の接種方法ですが、個別接種として月曜日から土曜日に町内各医療機関で実施するとともに、集団接種として日曜日に保健センターもしくは砂原公民館で実施します。集団接種の医師と看護師の確保についてもおおむねめどが立っており、最終調整の段階となっております。集団接種においては、自力での来場が困難な方に限り業者の車両による乗り合わせでの送迎対応を考えております。

4の接種までの流れですが、接種順位に従って対象者ごとに接種券、新型コロナワクチン接種のお知らせ、予診票2枚、説明書を郵送し、お知らせには予約申込みの詳細についても記載する予定です。その後、対象者が医療機関や保健センターに直接予約し、接種日当日に接種券と必要事項を記入した予診票、本人確認書類を会場に持参し、ワクチン接種を受けることとなります。

周知方法については、防災無線、町公式ホームページ、町広報等も利用しますが、基本的には接種券に同封する案内文で全て分かるようにする予定でおります。

次に、資料5についてですが、今説明した内容を分かりやすく整理したものであります。接種フローに記載しておりますとおり、来月上旬に接種券を郵送してから半年後の10月末までには全対象者の7割が接種を受けられる予定となっております。

また、接種スケジュールについてですが、来月より高齢者、施設入所者と75歳以上への接種をした後、65歳から74歳までの接種を7月末までに終え、8月からは64歳以下の方への接種を行う予定であります。高齢者施設の従事者については、クラスター対策の観点などから施設入所者と同時に接種することが可能でありまして、このように進める考えであります。ただ、下段に書いております米印の内容ですが、現段階におきまして4月26日の週にワクチンが1箱、975回分配付されることだけが確実に決まっている状況ですので、ワクチンの供給次第によっては接種スケジュールの見直しを迫られることとなります。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、これから議案第1号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） まず、予算の部分なのですが、今回新型コロナウイルスワクチン接種が一括として7の目として新設されたということで、以前に3の予防費の中で、いわゆるコロナの部分も含めてのワクチン接種の部分が全額削除されて、こっちに移ったというふうな解釈になるかと思うのですが、それで考え方というか、それがよく分からなかったのが、1つは医師の報酬なのですが、減額された医師の報酬の部分が172万8,000円となっているわけです。今回、そして新設された部分でいくと96万円という形で大幅に削減されているわけなのです。その中で今回のこの説明を見ますと、事故発生調査医師の分としての設定なのです。ということは、当初予算で組んでいた予防に関わる医師報酬というのは全額なくなったという解釈になるのかなというふうに思ったのです。その代わり委託費の部分の、例えばワクチン接種委託料6,058万4,000円があったりとか、またはその下の、これの関係もよく分からないのですが、説明してもらえればと思うのですが、節18の負担金補助及び交付金の中で新型コロナウイルスワクチン接種協力金とあって1,760万円が計上されているわけですが、こういうところに、いわゆる個別ということで個人の医療機関で接種できるわけで、そこに多分払われるのかなとは思いつつも、そこに要するに医師の報酬の部分が回収されているというふうな解釈していいのかどうかということなのです。

それで、特にワクチン接種の委託料と協力金の部分の接種協力金ということの違いを説明していただきたい。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

まず、減額した報酬のほう、こちらがもともと172万8,000円、医師報酬ということで計上していたのですけれども、これについては1万8,000円の6時間掛ける16回で172万8,000円ということで当初予定しておりましたが、今回の部分につきましてはあくまでもこれは集団接種の医師に払う委託料分、この医師報酬見合いということで、医師に1人当たり7万2,000円掛ける2人掛ける24回で345万6,000円ということで改めて今回新設した科目に計上させていただいております。

あわせて、委託料と協力金の違いですか。委託料というのは、これはあくまでも集団接種に実際にかかる部分の費用ということで、これは国のルールで決められている内容です。ですので、基本的に個別の接種については2,277円掛ける2回分ですので、個別接種の医療機関については4,554円の接種人数を医療機関のほうに委託料ということで支払います。集団接種の部分については、その4,554円掛ける人数分の範囲内で医師なり看護師にその報酬見合いの部分の給料というのですか、そういった人件費を払っていいということになっていますので、集団接種については先ほど言った医師の分345万6,000円と看護師の分、全部で60人分見ているのですけれども、150万円、こちらを委託料としているということで計上しております。

それで、協力金の部分についてなのですが、当初国のほうでも今回の集団接種に

協力していただける医療機関には協力金なりというものを払っていいということで、こちら当初その国の考えに基づいて、概算で事務費については医療機関1か所について10万円、一月ですね。協力金については、ディープフリーザー設置医療機関30万円、その他の医療機関20万円ということで毎月の単価を設定したのですけれども、今月になりまして国の方針が変わりまして、そういった一律での支給というのは認めないというふうに急遽方針変更されております。それに伴いまして、今こちらのほうで考えているのが、この事務費につきましては人件費見合い分、病院でかかる受付機械に対する入力作業、あと請求事務等、こういった人件費にかかる部分の見合いに対する助成にしよう。さらには、この協力金につきましては接種に係る消耗品、あとはディープフリーザーの電気代等々、物件費に対する助成ということで、これはどちらも積算根拠を明確にして接種件数の実績に基づいて支給したいというふうに考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 今の説明、よく分からないので、できれば後で書類で提起してほしいなと思っています。

それと、併せて今回変更された部分で給料の事務補助給料も当初予算では、要するに1人分だったのかなと思ったのです。今回改正になって185万9,000円の3人分として557万7,000円になるのですけれども、当初は1人で大丈夫だというふうな判断の基に取り組んでいたということなのかどうかという辺りも併せてお聞きしたい。

それと、もう一つ、ワクチン接種の予定の部分なのですが、この表でいけば一応森の場合は医療従事者のほうが75歳以上の高齢者の接種よりも早くなる予定にはなっているのですけれども、ここの部分は医療従事者をとにかく優先的にか、先行してやるというのが当初国のやり方というか、方向性としては明示されていたのですけれども、聞くところによると、75歳がもう既にというか、4月12日ですか、もう既に始まる場所もあるわけなのですけれども、医療従事者終わっていても高齢者が先行してやる市町村もあるように新聞報道で出てきているわけなのですけれども、森の場合はそうではなくて、あくまでも医療従事者の1回目は先行してやられるというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○保健センター長（宮崎 渉君） 会計年度任用職員、当初1人ということで予定していましたが、予約受付なり接種に係る業務がかなりな量になるということがさらに分かったものですから、急遽3人採用するという対応させていただくことにしました。

あわせて、このスケジュールの医療従事者の接種についてですけれども、こちらも急遽、今週に入りまして、この医療従事者のワクチンが来るということが決まりましたので、こちらのほう4月19日から多分接種開始になるかと思うのですけれども、このように記載させていただいておりますし、先ほど議員ご指摘のとおり、医療従事者のほうを優先的にまずは打っていききたいなというふうに思っております。

ただ、この医療従事者の接種については、道渡島保健所のほうが担当しておりますので、現段階におきましても町のほうでいけば詳細が分かっていない状況にあります。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 最後、1点お願いします。

先ほどの説明の中で個別接種の部分なのですけれども、それぞれが券を頂いた段階で申込みを各委員のほうにするというようなご説明だったのですけれども、一部に殺到する可能性も多分あると思うのです。そういうときというのは、何らかの調整があるものなのか、申込み、それぞれの病院にやったら、その病院の中で、要するにそれこそ日程さえ都合つけば、そこで何とかやっていけるというようなことで、数の部分でのアンバランスが生じたとしても、調整はしないで、本人の希望した医療機関で接種できるというふうな形になるのかどうかということを1つお願いいたします。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

完全予約制でありまして、事前に、例えば今日の曜日ですと、ここの病院は何回分しか打てないというふうに最初から枠の設定をしております。例えば今日、具体で言うと森町国保病院25回分しか打てませんとか、そういうような形でその日、その日の曜日で回数の設定をしています。上限の設定ですね。それに沿って皆さんに予約していただくということですので、議員がおっしゃっているとおり一部の病院でいけば全部その枠が埋まってしまって、その病院では打てないというふうになると思うのですけれども、その辺の情報については保健センターが中心になって、それぞれの医療機関にですね。ここの部分についてはいっぱいになっているのでということを経営共有しながら、何とかうまく予約が満遍なく入るように調整をしていききたいなと思っております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 12ページの農業費、資料ナンバー2で1つ質問したいのですけれども、農道等の整備ということで補償が出たということで、その説明だと思うのですけれども、まず1点目が当初予算で100万円を見ていて、今回1,400万円必要になったと。14倍もの補償が必要になったというてんまつを説明願います。

あと、単価を見ていますと、大分差があるのかなと。これは、例えば木のサイズだとか木の種類によって単価が違うのか、その辺もお知らせ願います。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、当初予算の際にははっきりと分かっている分だけの補償費を計上させていただきました。以降、こちらの資料にも書いていますけれども、3月16日

に業務の完了を迎えています、この間2回ほど工期の延長を行っています。その理由としては、やはり濁川地区自体が水田用水がありまして、道路も排水路もそうなのですけれども、その導水の確保に時間を要したということで、実質概算ではある程度補償の物件なんかを抑えていたのですけれども、それとあとは並行し、北海道の用地対策協議会のほうでお示しをしている移設の補償、それから伐採の補償、これをやはり地先の農家さんに選択してもらわなければならないという作業がありまして、確定したものを改めて今回計上させていただきました。

以上です。

(「単価の違いの理由」の声あり)

○農林課長(寺澤英樹君) 単価の違いにつきましては、やはり河野議員おっしゃったとおり、樹径とか樹高とかそういったもの、あとは樹種によっても違いますし、そういうところで単価の違いが発生しております。

以上です。

○2番(山田 誠君) 同じく農地費の13ページ、21の補償補填の関係で、これ農道の設置は農業者からの要請で設置したのか、それとも濁川地区の農業振興のためのあれで町のほうで農道の設置を考えたのか。

それと、今河野議員のほうからも話ありましたけれども、課長、今伐採と言いましたね。伐採して補償ということは、どうなのですか。私、計算しますと、1本4万6,000円、それから8万8,500円、大きいのは11万9,000円もする。こんなに値段のする木ってあるのですか。今課長が言ったように、道の用地測量の設計業務の単価または用地対策の連絡協議会の単価だとかと言っていますけれども、こんなばかげた値段というのはあり得ないでしょう、通常は。そんなにいい木であれば、造園屋さんにお問い合わせして売っていただいたらいいのではないですか。その辺いかがですか。

○農林課長(寺澤英樹君) 山田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域の農道の整備につきましては、地域からの要望によるものです。

(「ちょっと聞こえない」の声あり)

○農林課長(寺澤英樹君) 農道の整備につきましては、地域からの要望によるものです。

それから、補償の単価なのですが、やはり樹種によって相当金額にばらつきがございます。この補償の今回の考え方につきましては、地先の方と話をし、工事において伐採、除却をするのですが、この補償の内容につきましては樹価、木の価値分を地先の所有者に補償するという内容になってございます。

以上です。

○2番(山田 誠君) 地域の要請ということであれば、通常はいろいろなものについては提供するのが普通のやり方でないのか。お願いしているのだ。町につくっていただきたいというお願いしているわけ。たまたまそこに、これ庭木と書いていますが、庭ということはおうちの家の前の庭を取ることか。そうでないでしょう。雑木みたいなものでし

よう、予定地。違うのですか。その辺、いかがですか。

それと、そういうことの高いものであれば、さっき言ったように造園屋さんとか、そういうのを引き取っていただけないの。それだけのいい木であれば。観賞用に使うとかと、そういうこともできないの。その辺の値段の仕方、1本12万円だよ。その辺、いかがなものですか。きちっと当初から計画的にそういうものがかかるのであれば、補助がつこうが起債がつこうがそんなに無駄なことをする必要ないのだ。起債つけるといっても、町でまた払わなければならないのです。だから、そういうふうに地域の要望があれば、地域の方々の要望に応えるために地域の方々も協力してくださいというのが普通でないですか。どうですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かに山田議員のおっしゃるとおり、地域からの要望ですから、事前にそういったものを地域の中で話し合われて、例えば庭木の関係ですとかは自ら動かしていただくとかという方法を取ればいいのですが、やはり公共事業ですから、そういった一定のルールの基、用地の補償、賠償のほうは進めさせていただいておりますので、そこはご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 課長、公共事業であろうが何であろうが、お願いしているわけだから、それは要らないよと、この伐採した木はどこにやっているの。これだけの値段するのだったら売ればいいのでないですか。そういうことをきちっと対応していかないと、財源的に幾ら町長が頑張ったって、お金どこに行ったか訳分からなくなるよ。ちゃんとその辺、町民にも理解していただかないと、何でも公共事業だから、はい、はい、はい、はいと、起債はつける、補助はつけると。補助はいいとしても、起債はあくまでもさっき言ったように町が支払わなければならない。辺地債だと言って80%、交付税算入あるのだけれども、行く行くは20%払わねばならない、町が。何でそういうことしないの。やっぱり互いに利益を得る方々もそれだけの身を切ってやりますから、ぜひお願いしますというのが普通でないですか。公共事業だから金払うと、そういうこと当たり前の話になったら困る。その辺、今公共事業の部分でやっていると言うけれども、これからでも遅くないです。現場の方々にどうですかと言ったら、いいですよと言う可能性だって高いでしょう。その辺、きちっとやってください。いかがですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

山田議員おっしゃることは十分私も理解はしているつもりです。ただ、補償の算定に当たって、やはり土地の所有者に対してはそういった説明をして確認も、例えば補償の方法につきましても移植にするのか伐採、除却にするのかという辺りも確認をしながら計画的に進めておりますので、今回につきましてはそういった形で工事における伐採、除却、木につきましては木の価値分を補償するという内容で進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） コロナウイルスワクチン関係のところでお聞きします。

資料ナンバー1のところでも聞きたいのですが、まず今回チラシというのを出す予定でいるのでしょうか。というのは、もう4月から始まるわけですよね。先ほどの説明では、案内送付して、それで対応するのだという言い方しているのだけれども、一方でホームページなり防災無線を使った形で告知をしていくのだと言っているわけです。その中でチラシを作ったり紙媒体で配布するというのは間に合いませんよね。4月30日ですよね。その後、6月になってしまうわけです。とすれば、全然その紙媒体の告知というのはなされないだろうし、常に国の言い方というかやり方が変わってきているわけですよね。とすれば、対応していけないわけです。だから、とすればここで書いている印刷製本費というのが入っているのだろうか。過去に、今年に入って広報もりまちを見ると、今回初めてワクチンの接種について、前回3月、4月で載っかっているわけです。この程度の部分で大丈夫なのでしょうか、広報の中に組み込んで。組み込んでいたとすれば、読まないです。1枚物で入れないと、読まないと私は思うわけです。とすれば、本当告知の部分でほかの町と比べてもすごく見劣りするわけです。その辺、今後どういうふうを考えているのか、まずお願いします。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

広報のほう、読まないと言われたらまた困る話なのですが、基本的に余りチラシを多くするというのもよろしくないというふうに役場の中では意思統一されていますので、今回広報のほうに内容をある程度考えながら記載させていただいております。

それ以外のチラシを出すのかと言われますと、5月の広報でこういった内容を出すのかという部分もまだ決めておりませんし、そのチラシを入れるのかどうかというのもまだ今のところは決めておりませんが、基本的にはその案内を出す段階で案内の文書で全て内容は分かるというふうに進めていきたいと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そうしたら、ほかの町と比べると、いろんなQ&Aとか作って出しているわけです、ホームページも含めて。森のホームページ、何書いていますか、その辺の。書いていないです、ワクチンの接種について。ホームページ使っていく、やれる、どうのこうのと言っても、載せたとしても、どうやって載せたということを分かる仕組みってつくっていないではないですか。だから、その中でアリのバイ的にやっているということ、実効性がどれだけあるのかということなのです。実効性をどの程度考えているのかと疑問に思わざるを得ない。今の答弁だと、要するに郵送でやるとするわけです。それで、今月、5月30日中には原稿締切りなはずですが、もりまち広報の。もう時間ない中でまだ決めていないという話はないのではないかと私は思うのですけれども。だから、そうすると実際にもう郵送する段階でそういうものができる、間に合わないとは思うわけです。とすれば、本当この森町においてワクチン接種がうまくやっていけるのだろうかと思

間に思わざるを得ない。その辺がすごく遅れているのではないかと、思って心配するのですが、いかがですか。大丈夫だと保証しますか。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

他の自治体もそうだと思うのですが、先ほど言ったとおり、あくまでもこちら見込みで今進めている最中でありまして、確定しているのが今月の末に1箱ワクチンが来ると。これは、ほかの自治体も大体同じような状況であると思います。そういった中で、リアルタイムにお伝えするというのが非常に難しいふうな状況にはなっておりますので、そこで広報の使い方ですとか難しい部分は多々あるとは思っておりますけれども、最大限そういった部分をクリアにしていきながら、そして5月の頭、上旬には間違いなくワクチンが入ってくるという部分を確認した後で、すぐさまこの接種券の案内等を出せるような形で今準備しておりますので、そういった対応で進めていきたいと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 接種券とか、そういう話をしているわけではないです。告知の話をしているのです。これで書いている予算を見ると、先ほど言いました印刷製本費で32万7,000円しか取っていないのです。32万7,000円でチラシできないです。これは、今言っている予診票、いろんな接種券とかそういうのを作るための金額ではないのですか、と思わざるを得ない。

それで、先ほど檀上議員も言っていたように、詳細を出してもらいたい。これだと、予算書と全く、説明資料と予算書、何ら変わらないものでしかないと思いますので、詳細な部分を知りたいということと、さらにこれ国がはっきりしないから、変わるからという形で見込みで予算を計上しているのだというふうに言ったけれども、今後大きく変わったらその都度補正予算を組んでいくということになるのですか。そういう話にならないでしょう。そういうことをやったら、ますます時間かかってワクチン接種が遅れていくということになるのです、森町は。その辺いかがでしょうか。

それで、最後終わります。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

こちらの詳細を出す分については、総務課なり議会のほうと内容を協議して進めていきたいと思っております。

あと予算の組替えですけれども、大まかな部分でいけば今回の予算で盛り込まれておりますので、大丈夫かと思っておりますけれども、詳細の部分については今後も予算の補正なり等はあるのかというふうに思っております。ただ、今回計上しました予算で5月からのワクチン接種の部分はスタートできるというふうに、間違いなく進めていけるように予算組んでおりますので、そういった部分でこちらのほうを進めていきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第2号についてご説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億5,872万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明する費用へ充当する道からの交付金でございます。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症に感染した方などの傷病手当金について、対象期間が延長となったため補正しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号についてご説明を申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

財産の取得及び数量ですが、体温検知機能付カメラ24台でございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

取得の金額は、733万9,200円でございます。

取得の相手方は、茅部郡森町字御幸町30番地6、有限会社阿部電気商会代表取締役、阿部哲也でございます。

なお、参考といたしまして、資料4に入札及び契約状況表を提出しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 今回公共施設の顔認証の部分が購入するということなのですが、前回学校にも同じような形で購入しているかと思うのですが、それとの機種については同じものなのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） 学校に導入しているものと同じものでございます。

○11番（檀上美緒子君） そうした場合、単価のというか、金額的な部分の差というのは分かりますか。

○総務課長（濱野尚史君） 学校教育のほうが、たしか取得単価が1台当たり割り返すと35万円くらいだったと思います。こちらのほうについては、1台当たり27万8,000円になっております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） その差というのはどういうことか、分かる範囲で説明してもらえますか。

○総務課長（濱野尚史君） これは、あくまでも入札の結果なので、こちらについてはその理由については分かりかねます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 確認なのですが、この機械というのは、先ほどの教育委員会と同じ機械だと言っているのだけれども、これ顔認証の機能を持っているのだけれども、顔認証する部分はどの程度使う予定でいるのですか。置く場所って、例えば議会に2台来るとい話は聞いているのですが、その辺どの程度使えるのか。さらに、この金額の中に、こ

れACなはずですよ。電池で動いているわけではないはずなのですが、とすれば例えば電池で動いたら電池の問題、それも附属するとか、延長コードをもし使う、置く場所だっ
て必要になるわけです、電源が必要だとすれば。とすれば、それを含んでの金額なのだろ
うか。それをお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えします。

稼働する電源については、後でお知らせしてご報告したいと思います。

顔認証のところなのですけれども、確かに役場の庁舎については不特定多数の方が来
れるので、顔認証ついていますけれども、実際それで管理するということは予定してござ
いません。ただ、さくらの園ですとか病院のほうについては、施設従事者もその体温検知
機能を使いますので、それらについては顔認証することで日々の健康管理とかも併せてで
きるものと承知しております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 入札というのもあれなのだけれども、全協の最初説明の中でまだ
この機種が決まっていなかったのだという話を言っているわけです。私そのときに言っ
ているのは、手指消毒も一緒になったほうがいいのではないのと、顔認証なんて使うわけ
ないのだからという話を言っているわけです、全協の中で。だから、それがこういう形に
なったのだけれども、今の話聞くと、やっぱり使う話ではないわけですよ。どういうふ
うにこの機種が決まったか、その経緯について分かればお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 機種を選定した理由でございますけれども、学校、それから
病院にも同等品が納入されておりますので、その導入実績に基づきまして、こちらの機種
を選定させていただいたところであります。

以上です。

（「いやいや、意味違う」の声あり）

○総務課長（濱野尚史君） 手指については、取りあえずほかの施設については今までど
おりポンプ式のもの手動のもので対応させていただきたいと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そういうことを聞いているのではなくて、この機種、手指消毒一
緒になった機械がありますよと言っているわけです。だから、そのほうがいいのではないか
と私言っているのです。ただ、そのときに、それではなくて、この機種になった経緯とい
うのが分かれば教えてくださいと言っているのです。というのは、総務課長、分からない

はずなのです。担当課、企画のほうでやっていますよね、これ。総務課でいいのですか、担当課。とすれば、経緯が分かれば、これに決まった経緯を教えてくださいと聞いているのです。この機種に決まった経緯を。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

機種を選定については、総務課のほうで行ってございます。確かに全員協議会の中で自動の手指消毒器付きの体温検知機能カメラがあるということで松田議員からもご指摘いただいたところであります。カメラそのものについては、先ほど来申しておりますように導入実績のあるものを使用したいということで選定しておりました。スタンドですとか、そういうそのメーカーのもので手指消毒つきのものでスタンドがオプションとかであれば、そちらを使いたかったのですが、今回導入する機械にそういうものがなかったものですから、別途ポンプ式で対応させていただきたいということであります。

以上です。

○8番（東 隆一君） ちょっとお伺いしたいのですが、前に資料をもらったときに、実はこの中に非接触型体温計28台というのが含まれていたのですが、この部分というのは今回載っていないのですが、今回非接触型というのはまた別に計上するのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回体温検知機能付カメラと、それから非接触式の体温計というのは、今回一緒に入札をやっているわけではなくて、それぞれ別に購入しております。非接触式体温計については、入札する金額まで行っておりませんので、今回の議案に出てきていないということであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これもちまして令和3年第1回森町議会4月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会4月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時53分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和3年4月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員